

平成26年3月11日 開会
平成26年3月 日 閉会

平成26年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 1
承認第1号	平成25年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の 承認を求めることについて……………	P 3
議案第1号	定住自立圏形成協定の締結について……………	P 15

議案第2号	平成25年度江差町一般会計補正予算(第15号)について
議案第3号	平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について
議案第4号	平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第5号	平成25年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第6号	平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第4号)について

平成25年度補正予算議案(議案第2号～第6号) 別冊

議案第7号	平成26年度江差町一般会計予算について
議案第8号	平成26年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
議案第9号	平成26年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第10号	平成26年度江差町介護保険特別会計予算について
議案第11号	平成26年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
議案第12号	平成26年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
議案第13号	平成26年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
議案第14号	平成26年度江差町奨学金特別会計予算について

平成26年度各会計予算議案(議案第7号～第14号) 別冊

議案第15号	平成26年度江差町水道事業会計予算について
--------	-----------------------

平成26年度江差町水道事業会計予算議案(議案第15号) 別冊

議案第16号	平成26年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分に ついて……………	P 21
議案第17号	江差町看護職員養成修学資金貸付条例の制定について……………	P 23
議案第18号	江差町技能開発センター設置条例を廃止する条例の制定について……	P 27
議案第19号	社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について……………	P 29
議案第20号	指定管理者の指定について……………	P 31
議案第21号	知内町への電子情報処理組織による戸籍等事務の事務委託につい て……………	P 33
議案第22号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	P 37

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年1月30日専決

江差町長 濱 谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 町長 濱 谷 一 治

(乙) 北海道函館方面江差警察署

代表者 署長 佐 藤 伸 二

2 事故の概要

(1) 平成26年1月9日午前11時30分頃において、甲所有の軽トラックが警察より依頼のあった町道本町1号通りへ融雪剤を散布するため坂を下ったところ、凍結していた路面にハンドルが効かず、路上に止まっていた乙の所有するパトカーへ追突し、損傷を与えたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において修理することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が100,947円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて修理するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じて、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

承認第1号

平成25年度江差町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成25年度江差町一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

1月26日の強風により破損した江差港マリーナ艇庫屋根補修に係る所要の経費
を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成26年2月7日専決

江差町長 濱 谷 一 治

平成25年度江差町一般会計補正予算（第14号）

平成25年度江差町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,874,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	港湾管理費	江差港マリーナ艇庫屋根補修	1,334					1,334	
計			1,334					1,334	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		2,317,927	1,334	2,319,261
	1 地 方 交 付 税	2,317,927	1,334	2,319,261
歳 入 合 計		4,873,120	1,334	4,874,454

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		338,642	1,334	339,976
	4 港 湾 費	38,025	1,334	39,359
歳 出 合 計		4,873,120	1,334	4,874,454

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 地 方 交 付 税	2,317,927	1,334	2,319,261
歳 入 合 計	4,873,120	1,334	4,874,454

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8土 木 費	338,642	1,334	339,976				1,334
歳 出 合 計	4,873,120	1,334	4,874,454	0	0	0	1,334

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 地方交付税	2,317,927	1,334	2,319,261
1 地方交付税	2,317,927	1,334	2,319,261
1 地方交付税	2,317,927	1,334	2,319,261
歳 入 合 計	4,873,120	1,334	4,874,454

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 地 方 交 付 税	1,334	普通交付税

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	338,642	1,334	339,976				1,334
4 港湾費	38,025	1,334	39,359				1,334
1 港湾管理費	38,025	1,334	39,359				1,334
歳 出 合 計	4,873,120	1,334	4,874,454	0	0	0	1,334

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
15 工 事 請 負 費	1,334	江差港マリーナ艇庫屋根補修工事

議案第 1 号

定住自立圏形成協定の締結について

次のとおり函館市との間において定住自立圏形成協定を締結したい。

平成 2 6 年 3 月 1 1 日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

函館市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 2 5 年江差町条例第 2 2 号）の規定により、議会の議決が必要であるため。

定住自立圏の形成に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と江差町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能および生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の分野および内容ならびに甲乙の役割分担）

第3条 甲および乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容ならびに当該取組における甲および乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行にあたっての連携および分担）

第4条 甲および乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲および乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続または人員の確保に係る負担ならびに別表第1から別表第3までおよび前項に規定する費用の負担については、その都度甲および乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲および乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲および乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲または乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年 月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 工 藤 壽 樹

檜山郡江差町字中歌町193番地1

乙 江差町

江差町長 濱 谷 一 治

別表第1（第3条、第4条関係）

ア 広域医療体制等の充実

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリ導入をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。

イ 広域観光の推進

プロモーション活動の実施	取組の内容	圏域が協働し、国内外に対する観光PRイベントをはじめとした各種プロモーション活動等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体とも連携して、イベントおよびプロモーション活動等の企画・実施において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、イベントおよびプロモーション活動等に取り組む。
滞在型観光促進に資する観光メニューの開発	取組の内容	圏域内での周遊性を高め、滞在日数の増加を図るための観光メニュー開発等に取り組む。
	甲の役割	乙および関係団体等とも連携して、地域資源を活かした観光メニュー等の開発において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、地域資源を活かした観光メニュー等の開発に取り組む。

別表第2（第3条、第4条関係）

ア 地域公共交通

圏域内における公共交通手段の維持および確保等	取組の内容	圏域内における公共交通手段を維持・確保しながら利用促進を図るための事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の公共交通手段の維持・利用促進を図るとともに、主要施設（駅、病院、商店街、観光地等）相互の交通アクセス充実のための取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内公共交通手段の維持・確保等の事業に取り組む。

イ 基幹道路等ネットワーク整備の促進

圏域内における交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内における効率的な交通ネットワーク形成に向け、高規格道路等、交通インフラ整備促進のための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、高規格道路をはじめとする圏域における幹線道路網の整備促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における効率的な交通ネットワークの形成に向けた各種事業に取り組む。

ウ 国際化の推進

圏域における国際化の推進	取組の内容	圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、国際化施策に関する情報提供や各種事業の取組において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組む。

別表第3（第3条，第4条関係）

ア 人材育成等

職員の合同研修等の実施	取組の内容	圏域内市町職員の資質の向上を図るため，合同研修等をはじめとする各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して，圏域内市町職員の資質向上に資する各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して，圏域内市町職員の資質向上を図るための各種事業に取り組む。

議案第16号

平成26年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について

平成26年度江差町国民健康保険費特別会計の財源不足を補填するため、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、国民健康保険事業会計財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 46,000,000円
- 2 処分する時期 平成26年度中

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

議案第17号

江差町看護職員養成修学資金貸付条例の制定について

江差町看護職員養成修学資金貸付条例を、次のように定める。

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

江差町内の医療機関に助産師又は看護師として従事しようとする者に対し、修学資金を貸付し、看護業務人員の確保及び医療環境の充実を図るため。

江差町看護職員養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来において江差町内の医療機関に助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）として従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸付し、もって優秀な看護職員を育成するとともに、町内医療機関における看護業務人員の確保及び医療環境の充実を図ることを目的とする。

(貸付の対象)

第2条 町は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条及び第21条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護職員養成所（以下「養成施設」という。）に在学し、又は入学が決定した者であつて、将来江差町に住民登録のうえ居住し、江差町内の医療機関に看護職員として従事しようとする者に対し、修学資金を貸付する。

(貸付金額等)

第3条 修学資金は、毎年度の予算の範囲内で貸付するものとし、貸付金額及び貸付期間は次のとおりとする。

- (1) 貸付金額 月額50,000円以内
- (2) 貸付期間 前条に規定する養成施設に在学期間中

2 修学資金は、無利子とする。

(貸付の申請)

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を定め、規則に定めるところにより町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があつたときは、町長は、その内容を審査し、貸付の可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、申請者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失つたときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届け出なければならない。

(貸付の決定の取消し等)

第6条 修学資金の貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、貸付の決定を取り消すものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、町長は、休学し、又は停学の処

分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還の債務の免除)

第7条 町長は、修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付した修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに江差町に住民登録のうえ居住し、町内医療機関において看護業務に従事した場合において、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (2) 前号に規定するところにより看護業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して3箇月以内（返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間満了後3箇月以内）に修学資金を返還しなければならない。ただし、町長が、特別の事情があると認めるときは、当該理由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、その期間を合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等払いの方法により、規則で定めるところにより、貸付を受けた修学資金を返還することができる。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 第7条第1号に規定するところにより免許取得後、速やかに江差町に住民登録のうえ居住し、町内の医療機関において看護業務に従事しなかったとき。
- (3) 第7条第1号に規定するところにより看護業務に従事した場合であって、看護業務に従事した期間が引き続き5年に達しないうちに看護業務に従事しなくなったとき。
- (4) その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

(返還の債務の履行猶予)

第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、当該各号に定める理由が継続する期間、貸付した修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付の決定を取り消された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
 - (2) 養成施設を卒業後、他の養成施設に在学しているとき。
 - (3) 第7条第1号の規定するところにより看護業務に従事しているとき。
- 2 借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の返還の債務の履行が困難になったと認められる場合には、町長は、必要と認める期間、その者の債務の履行を猶予することができる。

- 3 借受者が疾病その他やむを得ない理由により看護業務（免許取得後最初に従事した看護業務に限る。）を中断するのやむなきに至った場合において、当該中断の生じた日から1年以内（当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためであるときは、町長が認める期間内）に再び看護業務に従事することが確実であると認められるときは、町長は、当該看護業務を中断する期間、その者の債務の履行を猶予することができる。

（返還の債務の減免）

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、貸付した修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第7条第1号に規定するところにより看護業務に従事した場合において、その業務に引き続き従事した期間（前条第3項の規定による債務の履行の猶予を受けた者に係る場合にあっては、その業務に従事した期間を通算した期間）が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間以上のとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の返還の債務の履行が困難と認められるに至ったとき。

（違約金）

第11条 第8条の規定により貸付を受けた修学資金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又は一部を支払わなかった場合には、その未納額につき年14.5パーセントの割合をもって返還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を町に納入しなければならない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

（学業成績表等の届出）

第12条 借受者は、規則で定めるところにより、毎年学業成績表及び健康診断書又は生徒健康診断票の写しを町長に届けなければならない。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

江差町技能開発センター設置条例を廃止する条例の制定について

江差町技能開発センター設置条例を廃止する条例を、次のように定める。

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

江差町技能開発センターを普通財産として管理するため。

江差町技能開発センター設置条例を廃止する条例

江差町技能開発センター設置条例（昭和59年江差町条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第19号

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

社会教育委員設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地域主権一括法の施行に伴い、町が基準を定める必要があるため。

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

社会教育委員設置条例（昭和25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「する。」を「し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第20号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 檜山郡江差町字中歌町193番地の3
名 称 江差追分会館
 - (2) 所在地 檜山郡江差町字中歌町193番地の3
名 称 江差山車会館
 - (3) 所在地 檜山郡江差町字茂尻町71番地
名 称 江差町文化会館
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 檜山郡江差町字豊川町150番地の5
名 称 株式会社 舞台派遣
代表者 代表取締役 福原祐介
- 3 指定する期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成26年3月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

江差追分会館、江差山車会館、江差町文化会館について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。

議案第 21 号

知内町への電子情報処理組織による戸籍等事務の事務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、平成 26 年 4 月 1 日から、電子情報処理組織による戸籍等事務の管理及び執行を知内町に委託するため、次のとおり規約を定め、事務を委託する。

平成 26 年 3 月 11 日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

江差町、奥尻町、松前町、知内町の 4 町の電子情報処理組織による戸籍等事務の管理及び執行を知内町に委託するため。

電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 江差町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務（以下「委託事務」という。）を知内町に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 江差町は、次に掲げる事務の管理及び執行を知内町に委託する。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第3条第1項の戸籍事務並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第16条第2項の規定による戸籍の附票の調製及び人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）第3条の規定による人口動態調査票の作成に係る事務（以下「戸籍等事務」という。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を設置し、使用し、及び管理すること。

(2) 戸籍等事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

(3) 前2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条各号に掲げる委託事務の管理及び執行については、知内町の条例及び規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、江差町の負担とし、江差町は、その年度に要した経費を知内町に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知内町長と江差町長が協議して定める。この場合において、知内町長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を江差町長に送付しなければならない。

3 委託事務の経費の負担については、あらかじめ知内町と江差町との間でその基本的な算定方法を定めるものとする。

(委託事務の収支の分別)

第5条 知内町長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、知内町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 知内町長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を江差町長に通知するものとする。

(連絡会議等)

第7条 知内町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、江差町長と連絡会議を開くものとする。

2 前項に規定する連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて江差町の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務関係者との調整

会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行に適用される知内町の条例等の全部又は一部を改廃しようとする場合においては、知内町長は、あらかじめ江差町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行に適用される知内町の条例等の全部又は一部を改廃された場合において、知内町長は、直ちに当該条例等を江差町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、江差町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第9条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知内町長がこれを決算するものとし、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに江差町に還付しなければならない。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 22 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものとする。

平成 26 年 3 月 11 日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更について協議する必要があることによる。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。